石川県都市公園指定管理者募集要項

石川県土木部 平成28年8月

石川県都市公園指定管理者募集要項

石川県都市公園の指定管理者(管理運営団体)を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称、所在地等

(表-1) (面積単位:ha)

区分	公 園 名	面積	所 在 地		
A	本多の森公園	7. 1	金沢市出羽町、石引4丁目、本多町3丁目		
	いしかわ四高記念公園	3. 3	金沢市広坂2丁目		
В	犀川緑地	39.0	金沢市法島町ほか(犀川、伏見川、高橋川沿い)		
С	奥卯辰山健民公園	71. 3	3 金沢市若松町、東長江町ほか		
D	北部公園	22.9	金沢市北森本町、忠縄町		

(2) 施設概要等

各公園の施設概要等は、別紙「<u>石川県都市公園指定管理者仕様書</u>」 (以下「仕様書」という。)を参照してください。※仕様書は、公園緑地課で配付。

(3) 募集の方法

指定管理者を(表-1)に掲げる5公園について、 $A \sim D$ の区分で募集します。なお、1団体で複数区分に応募をすることができます。

2 施設管理の基本的な考え方

各公園の施設管理の基本的な考え方は、別紙「仕様書」を参照してください。

3 指定管理者の業務

- (1) 都市公園を利用する者への利便の提供に関する業務
- (2) 都市公園の利用促進に関する業務
- (3) 公園施設の使用許可に関する業務
- (4) 公園施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) その他、都市公園の管理に関し、知事が必要と認める業務
- ※1 各公園の業務内容の詳細については、「仕様書」を参照してください。
- ※2 指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、都市公園法、 都市公園法施行令、都市公園法施行規則等の関係法令並びに石川県都市公園 条例、同条例施行規則、及び石川県行政手続条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公園施設の維持、設備保守点検等に関する関係法規を遵守すること。
 - ・水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農薬取締法等
- (5) その他、別紙「仕様書」を参照してください。
- ※1 管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

平成29年4月1日~平成34年3月31日まで(5年間)

- ※1 指定の期間は県議会の議決事項となります。
- ※2 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理 することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取消すことがあります。

6 応募資格

次の資格を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者
 - ② 役員等(法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三 者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をして いる者
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は 関与している者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いる者
 - ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

- (6) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- (8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

7 応募の方法

- (1) 募集要項及び仕様書の配付
 - ①配付期間

平成28年8月8日(月)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

- ②配付場所
 - 石川県土木部公園緑地課(行政庁舎16階)
 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
 TEL 076-225-1771
- ③インターネット参照 (募集要項のみ) http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouen/shitei28/bosyu.html

(2) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類(正本1部、副本10部)を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。 また、グループで申請する場合は、以下の④~⑩は構成団体のものを全て提 出してください。

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ①指定管理者指定申請書(別記様式1)
- ②指定管理者事業計画書(別記様式2)
 - ・ 県民の平等利用に係る事項
 - ・公園管理運営方針に係る事項
 - 施設維持管理方針に関する事項
 - 人員計画に関する事項
- ③収支予算書(別記様式3)
- ④役員等名簿(別記様式4)
- ⑤定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- ⑥申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ず る書類
- ⑦貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類(過去3事業年度分)
- ⑧組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類(別記様式5)
- ⑨石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納 がないことを証明する書類
- ⑩役員の略歴を記載した書類
- ①グループを構成し応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類(別記様式6)
- ⑫別記様式 7-(1)人員配置計画 別記様式 7-(2) 勤務ローテーション

(3) 申請書類の提出

①提出期間

平成28年8月8日(月)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。電子メール、FAXによる提出はできません。

石川県土木部公園緑地課(行政庁舎16階) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1771

※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

③提出部数

正本1部、副本10部(副本は正本の複写可で、A4サイズに統一)

4)留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但 し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合が あります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

- ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。
- エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

8 選定の方法

(1) 選定の進め方

平成28年10月(予定)に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である土木部の部長を委員長とし、土木部の企画調整室長、 公園緑地課長、中小企業診断士、公園利用及び公園管理の有識者で構成する こととしています。

(3) 選定の基準

選定の基準及び配点は次のとおりとします。

- ① 県民の平等な利用が確保されること(10点)
 - ・ 平等利用を図るための具体的手法の適格性

- ② 最小の経費で都市公園の効用が最大限に発揮できること(30点)
 - ・県の管理運営方針に対する適格性
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ③ 最小の経費で都市公園の適切な維持管理を図ることができること(30点)
 - ・施設の維持管理への取り組み内容の適格性
 - ・安全対策への取り組み内容の適格性
 - ・ 管理料の内容の適格性
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること(30点)
 - ・安定的な管理を行うための人的能力の適格性
 - ・安定的な管理を行うための運営能力の適格性
 - ・安定的な運営が可能となる経理的基盤の適格性
- (4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

9 管理料

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

県が指定管理者に支払う管理料は、予算の範囲内で、毎年度県と指定管理者が、 提案額を基準に協議して定めるものとします。

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理委託料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特別の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

- ①管理料 別紙「仕様書」を参照してください
- ②各公園ごとの有料施設の使用料金、利用者数及び料金収入の実績は、別紙「仕様書」を参照してください。
- * 消費税及び地方消費税 (消費税等)

消費税等にかかる税率の引上げが見込まれておりますが、提案にあたっては、現在の税率8%で算出してください。税率が引上げとなった場合、提案額をベースに協議させていただきます。

10 利用料金の提案(有料施設がある場合)

施設の使用料の提案を求めます。提案にあたっては、条例の範囲内としてください。条例の料金を上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。 現行の料金は、別紙「仕様書」を参照してください。

11 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の 利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用 者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることがで きるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、各公園の指標とする利用者数等は、別途「仕様書」に記載しています。

12 責任分担

(1) 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内	容	指定管理者	石	ЛП	県
①施設・備品の保守点	0				
②施設・備品の維持管	0				
③安全衛生管理	0				
④使用料の収納	0				
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	0			
上記以外		協議事項			
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	0			
	上記以外	協議事項			
⑦施設の小規模修繕 (性能・機能の回復程	0				
⑧施設の大規模修繕 (資産価値の向上又は			0		
⑨個々の業務の委託	0				
⑩火災保険の加入			0		
①包括的管理責任 (0		
⑫公園内の法的管理(\circ		
①公園の管理運営 (企画調整、利用指導、	0				
l .	1	1			

⑭日常利用に対する要望への対応	0	
⑤災害時対応(待機等連絡体制確保、被害調査、報告、応急措置)	0	
⑯災害復旧(本格復旧)		0

※ 備品の更新等購入を要するものについては、原則として指定管理者が調達し、購入 にあたっては事前に県に報告すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属先に ついては、別途協議する。

(2) 保険の加入

次の水準以上の施設損害賠償責任保険に加入すること。

- ・対人賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円
- ・対物賠償 1事故につき5百万円

13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

平成28年8月8日(月)から9月23日(金)の午後5時まで

(2) 受付方法等

質問書(別記様式7)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。回答は、随時FAX又は電子メールで行うとともに、土木部公園緑地課のホームページに掲載します。

- FAX 076-225-1773
- ・電子メール e251800a@pref.ishikawa.lg.jp
- ・ホームページアドレス http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouen/shitei28/bosyu.html
- ※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

14 説明会の実施

(1) 募集要項説明会

①日 時:平成28年8月22日(月) 午後2時から

②場 所:石川県庁 第1101会議室(行政庁舎11階)

③参加人数:1団体につき3名までとします。

(グループで申請する場合も同様とします。)

(2) 現地説明会

現地説明会を下記の区分(A~D)ごとに開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に連絡してください。連絡がない場合は参加できません。

①日時·集合場所

区分	公	園	名	日時	集合場所

A	本多の森公園、 いしかわ四高記念公園	平成28年9月6日(火)AM10時~	金沢城・兼六園管理 事務所
В	犀川緑地	平成28年9月6日(火)PM 2時~	犀川緑地内 大桑ぐ るぐる広場駐車場
С	奥卯辰山健民公園	平成28年9月7日(水)AM10時~	公園管理事務所
D	北部公園	平成28年9月7日(水)PM 2時~	公園管理事務所

②参加人数

1団体につき3名までとします。(グループで申請する場合も同様とします。)

③申込方法

現場説明会開催日の1週間前までに下記に連絡してください。

石川県土木部公園緑地課 担当 杉岡、押野、牧本電話 076-225-1771

15 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。

また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 管理の開始までに、確実に事業が履行される見込みがないと認められる 場合
- (8) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (9) その他不正な行為があった場合

16 協定の締結

- (1) 指定の議決後、管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消すことがあります。

17 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

○平成28年8月8日~10月7日 募集要項の配付

8月8日~9月23日 質問の受付

8月22日 募集要項説明会

9月 6日~ 9月 7日 現地説明会 8月 8日~ 10月 7日 申請の受付

10月下旬~ 選定委員会の開催

11月下旬 指定管理者の候補団体の決定

12月(12月議会) 指定管理者の指定の議決

○平成29年3月まで 協定の締結、事務の引き継ぎ

中期経営目標の策定、公表

4月1日 指定管理者による管理の開始

18 様式

- (1) 指定管理者指定申請書(別記様式1)
- (2) 指定管理者事業計画書(別記様式2)
- (3) 収支予算書(別記様式3)
- (4) 役員等名簿(別記様式4))
- (5) 申請者の概要を記載した書類(別記様式5)
- (6) グループ協定書(別記様式6)
- (7) 人員配置計画 (別記様式 7-(1)) 勤務ローテーション(別記様式 7-(2))
- (8) 質問書(別記様式8)

お問い合わせ先

石川県土木部公園緑地課 担当 杉岡、押野、牧本 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 0.76 - 2.25 - 1.771

FAX 0.76 - 2.25 - 1.773

e-mail e251800a@pref.ishikawa.lg.jp